公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０号
群馬県高崎市鼻高町38番地６
債務者　宿原由美子
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１１号
群馬県高崎市日高町757番地５
債務者　川瀬　明美
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１７４５号
埼玉県川口市末広２丁目12番６号　セーフティーハウス101号
債務者　高木　千佳
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１２号
埼玉県朝霞市本町２丁目10番２号
債務者　菅原　秀郷
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１３号
埼玉県朝霞市本町２丁目10番２号
債務者　菅原　知佳
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１９号
さいたま市見沼区東大宮２丁目６番地14　エクセレント東大宮202
債務者　加藤　　亮
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８２０号
さいたま市見沼区東大宮２丁目６番地14　エクセレント東大宮202
債務者　加藤　　薫
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３３号
埼玉県蕨市錦町２丁目18番45号　ラトゥール戸田101号
債務者　山形　良子（旧姓岸野）
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５０号
埼玉県川口市大字安行領根岸2941番地の16　マイヴィラ小沢201号
債務者　横田しず子
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５１号
埼玉県川口市川口５丁目10番18号　ウィローハイム303号
債務者　長岡　芳典
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８号
埼玉県八潮市大字二丁目1154番地１　ベルウッドＣ205、旧住所茨城県牛久市ひたち野東１丁目25番地13　1305
債務者　柴田　朱美
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部破産係

平成２４年（フ）第８７６号
埼玉県川越市大字小室557番地１　ジュピターズＡ棟203号室、前住所埼玉県川越市大字小室325番地６
債務者　石井　麻美
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２２号
埼玉県所沢市向陽町2078番地の１　エステ・スクエア新所沢713
債務者　大澤　達也（旧姓橋本）
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４３２号
埼玉県行田市持田２丁目５番25号
債務者　松山　　勲
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１３号
埼玉県熊谷市小曽根1266番地
債務者　前林　和枝
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２６号
埼玉県深谷市本郷2674番地２
債務者　平井　　泉
１　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４４４号
静岡県三島市加茂川町２番19号シェモアⅡ206、前住所静岡市駿河区登呂六丁目７番25号　ウインドコート203号
債務者　金田　佑未
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係